

連結納税 事務負担軽く

財務省は企業グループを一体とみなして法人税を計算する連結納税制度について、企業の事務負担の軽減をめざす。制度を使えばグループ内の利益から損失を差し引いて課税所得を圧縮できる半面、1つの子会社の税務申告に間違いがある

ただでグループ全社の集計作業がやり直しになる。企業にとって大きな負担のため、ミスした企業の修正だけで済むような制度の見直しを検討する。

政府税調、中期的課題として検討

企業、ミス修正容易に

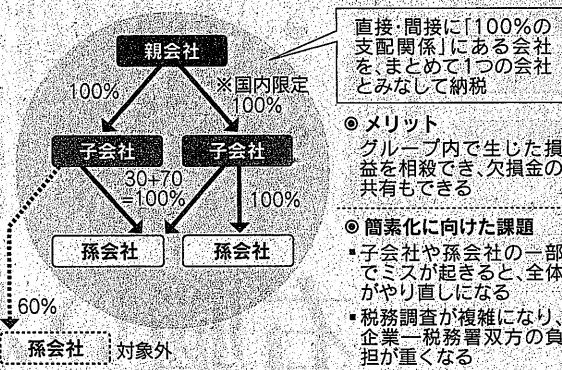
政府税制調査会(首相の諮問機関)で近く連結納税制度の見直しを検討事項の一つに取り上げる。制度が複雑なうえ、企業実務に絡む専門的な議論が必要のため、2019年度の税制改正をめざすのではなく、中期的な課題と位置づけて議論する。財務省は政府税調などで企業側の意見を聴き、問題点を洗い出す。

02年度に導入された同一制度を使うと、国内グループ企業の利益と損失を通算できるため、一般的には個別に納税するよりも、法人税がかかる所得を小さく抑えられる。制度を使うかどうかは企業で選ぶ。10年度税制改正で子会社が持つ過去の欠損金を反映できるようにするなど使い勝手がよくなり、利用が増えた。

また資本金1億円以上の大企業のうち、3割超が制度を利用している。一方で、税務申告にかかわる企業の事務負担は重くなりがちだ。特に、対象となる子会社や孫会社のごとく1カ所で経費計算などにミスが起きるだけで、グループ全体の集計作業がやり直しになる問題を抱えている。対象企業の税務上の損失や控除額などをいったん足し上げて、全体の税額などを計算するからだ。

こうした負担を軽くする方策の一つとして、財務省内では連結納税の対象となる各社がそれぞれ個別に税務申告書をつくる案が浮上している。現行制度では、親会社がまとめる連結申告書に一本化されている。情報を一括して把握できる半面、いったん内容に疑問が生じると、グループ全社で集計作業をやり直さなければ問題を修正できない原因にもなっている。個別に申告書を用意して

連結納税制度の仕組みと課題



直接・間接に「100%の会社」にあり、支配関係をまとめて1つの会社をみなして納税

●メリット
グループ内で生じた損益を相殺でき、欠損金の共有もできる

●簡素化に向けた課題
子会社や孫会社の一部が、集計作業が複雑になり、税務調査や申告の負担が重くなる

「100%の子会社」にあり、支配関係をまとめて1つの会社をみなして納税

税務当局にも利点がある。申告の問題があれば、税務署は親会社だけでなく全国の子会社も調べなければならぬ。制度見直しは「人員が限られる十分な調査ができない」(国税庁関係者)という現状の改善につながる。

財務省は連結納税の対

象企業の範囲といった制度の骨格は変えない方針だが、企業M&A(合併・買収)の増加に対応する見直しなどは課題となりそうだ。現行制度では、新たに買収した会社を連結納税の対象に加えようとすると、その会社の資産の含み益に応じた税金を事前に払う必要が生じる。せっかく買収した企業の価値が目減りしかねず、課税の繰り延べなどが検討課題となる。